

(平成23年11月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から52年3月まで
申立期間の国民年金保険料について、父から納付済みであると聞かされていたので、両親が納付していたと思う。
申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったとする申立人の両親は、国民年金制度発足時から60歳到達前月までの国民年金加入期間において保険料を完納しており、国民年金に対する納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間に未納は無い。

さらに、A町（現在は、B市）の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、過年度納付が可能な昭和50年度及び51年度分の国民年金保険料に係る納付書が、昭和52年5月9日に送付されている記載があることから、納付意識の高かった申立人の両親が、納付書を受け取っていながら保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

一方、申立期間のうち、昭和47年4月から50年3月までの期間については、国民年金受付処理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は52年7月にA町分として受け付けられた番号であることが確認できるとともに、上記の納付書送付日から同年5月頃に加入手続を行ったものと推認されることから、その時点では、当該期間の国民年金保険料は時効により納付することはできない上、それ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、当該期間の国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、その父は既に死亡しており、母も高齢で事情を聞ける状況ではないことから、国民年金の加入状況や保険料の納付状況が不明である上、申立人の両親が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から52年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から60年3月まで

国民年金保険料は、婚姻前は実家の父親が納付しており、婚姻後は養父が納付してくれていた。

申立期間の国民年金保険料は、実家の父親か養父が納付しているはずなので、申立期間を保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間である上、申立人は、国民年金加入期間において申立期間を除き未納は無く、申立期間の前後は納付済みである。

また、婚姻後の申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の養父母は、申立期間を含む国民年金加入期間に保険料の未納は無く、納付意識の高さがうかがえる。

一方、A町（現在は、B町）が発行した申立人に係る国民年金保険料納付状況証明書によれば、申立人が婚姻・養子縁組を行いC町（現在は、B町）に転居した昭和60年6月18日の時点では、申立期間は未納であったことが確認できるが、申立期間当時、D社会保険事務所（当時）では、「過年度に未納の期間があれば、被保険者から依頼がなくても納付書を発行していた。」としており、申立人（養父母宅）に過年度納付書が送付されたものと考えられることから、納付意識の高い申立人の養父母が、納付書が送付されながら申立期間の保険料を未納のままとしておくとは考えにくい。

また、申立人の養父母は、申立人の婚姻後間もなく、「申立人の婚姻前

の未納金の督促を受け、10万円ぐらいの金額を一括で納付したことがある。」旨述べているところ、その金額は、申立期間の保険料額と近似している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年10月1日から同年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格取得日に係る記録を同年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月1日から同年11月1日まで
② 昭和38年12月27日から39年1月1日まで

私は、昭和38年4月から同年12月まで株式会社Aに父と一緒に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が同年11月1日から同年12月27日までとなっている。

申立期間も間違いなく勤務していたので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する株式会社Aにおける申立人の勤務内容を記載した手帳及び当該事業所が発行した申立人の昭和38年分給与所得の源泉徴収票（以下「源泉徴収票」という。）並びに元同僚の証言から、申立人が38年4月1日から同年12月25日まで当該事業所に勤務していたことが確認できる。

また、申立人が所持する源泉徴収票に記載されている給与から控除された社会保険料額は、当該源泉徴収票に記載されている給与の支払額から推認した失業保険料額、並びに当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できる申立人の資格取得時（昭和38年11月1日）の標準報酬月額から算定した健康保険料及び厚生年金保険料の2か月分を合計した額とおおむね一致していることが認められる。

さらに、複数の元同僚の証言から判断すると、当該事業所では、勤務開始後3か月から6か月の臨時社員期間があり、当該期間は厚生年金保険に加入させていなかったものと考えられるところ、当該事業所で申立人と一緒に勤務していた申立人の父は、上記被保険者名簿における資格取得日に係る記録及び申立人の父の源泉徴収票の記載内容によると、当該事業所での勤務開始から6か月経過後に厚生年金保険に加入していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人についても、当該事業所での勤務開始から6か月経過後に厚生年金保険に加入し、厚生年金保険料を控除されていたと考えられ、申立人の源泉徴収票で確認できる2か月分の健康保険料及び厚生年金保険料は、昭和38年10月分及び同年11月分の保険料であったと認められる。

また、昭和38年10月の標準報酬月額については、源泉徴収票において推認できる厚生年金保険料額から3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に解散し、当時の事業主も亡くなっており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、昭和38年4月1日から同年10月1日までの期間については、申立人が所持する手帳及び源泉徴収票並びに元同僚の証言により、当該事業所に勤務していたことは確認できるものの、当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

また、申立期間②については、前述の手帳及び源泉徴収票並びに元同僚の証言から当該期間に係る勤務実態を確認できない上、当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①のうち、昭和38年4月1日から同年10月1日までの期間及び申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社本社における資格喪失日に係る記録を昭和23年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1,800円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和3年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和23年8月1日から同年9月1日まで

年金事務所に照会したところ、A株式会社勤務当時の厚生年金保険加入記録は、同社本社で昭和23年8月1日喪失、同社B支店で同年9月1日取得となっており、申立期間の加入記録は見当たらないとの回答を得た。

しかし、申立期間もA株式会社B支店に継続して勤務していたにもかかわらず加入期間となっていないのは納得できないので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社本社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格喪失年月日欄に「23.8.1 転」と記載されていることが確認できるところ、申立人と一緒に昭和23年4月に同社B支店に入社したとする同僚の証言及び申立人と同様に同社本社と同社B支店間の被保険者記録が1月欠落している同僚のうち、40年4月以降の被保険者記録がある複数の同僚の雇用保険加入記録が当該欠落期間も継続していることから判断すると、申立人は、同社B支店に23年4月10日に入社して以降、申立期間も同社同支店に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主

により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A株式会社B支店は、昭和 23 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となったことから、申立人の被保険者資格は、本来、同日まで同社本社において引き続き有すべきものである。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA株式会社本社における昭和 23 年 7 月の社会保険事務所（当時）の健康保険の記録から、1,800 円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 22 年 4 月 19 日まで
申立期間は、A市のB株式会社で勤務していたが、脱退手当金を受け取ったことは無いので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によれば、申立人に支給されたとされる脱退手当金の額は、同台帳に記載された標準報酬月額を基に算出した法定支給額とは相違している上、保険給付欄に記載された平均標準報酬月額についても標準報酬月額を基に再計算した結果とは一致しておらず、脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さがうかがえる。

また、申立期間に係る申立人の労働者年金保険被保険者台帳によれば、申立人は、昭和 19 年 9 月 1 日に転勤により被保険者資格を喪失し、20 年 1 月 31 日に同資格を再取得したとされているが、C県では、申立人は、19 年 2 月に部隊に入営し、21 年 4 月に復員したと回答していることを踏まえると、上記の転勤により資格を喪失したとする記録には疑義があり、行政側による申立人の記録管理が適切に行われていたとは認め難い。

さらに、オンライン記録によれば、申立人は、脱退手当金支給決定日から約 6 か月後には申立期間に勤務していた事業所において被保険者資格を再取得しており、脱退手当金を請求する動機が判然としない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 12 月 15 日から 57 年 2 月 20 日まで
私は、前の職場を退職後、A事業所に就職し、昭和 52 年 12 月頃から会社が倒産する 57 年 2 月頃まで勤務していた。毎月 25 万円ぐらいの給与が支給されていたので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の具体的な記憶及び複数の元同僚の証言から、勤務期間の特定はできないものの、申立人がA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人及び複数の元同僚は、事業主の氏名を記憶しているものの、当該事業所に係る商業法人登記も見当たらず、事業主の所在は不明であることから、事業主から申立人の当時の勤務状況及び当該事業所における厚生年金保険の取扱いについて確認することができなかった。

また、当該事業所において、申立期間に厚生年金保険に加入している複数の元同僚に照会したが、申立人が厚生年金保険に加入し、給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる証言は得られなかった上、複数の元同僚が名前を挙げた当該事業所の経理担当者は既に死亡しており、申立人の勤務期間や厚生年金保険料の控除について確認することができなかった。

さらに、オンライン記録によれば、申立人は、昭和 52 年 4 月 21 日から 57 年 4 月 12 日までは国民年金の被保険者とされており、52 年 4 月から 55 年 12 月までの期間は国民年金保険料の納付済期間とされていることが確認できる。

加えて、申立期間において申立人の当該事業所における雇用保険の加入

記録は確認できない上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には申立人の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人が申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年9月15日から23年8月23日まで
② 昭和29年12月23日から30年4月18日まで

申立期間①は、A氏が所有する船舶B及び船舶Cに、申立期間②は、D氏が所有する船舶Eに乗り組んだ期間である。船員手帳は再交付された手帳のため、船舶Bでの雇入記録が記載されていないが、船舶C及び船舶Eに乗り組んだ期間は船員手帳に記載されているとおりであり、船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が所持する船員手帳により、申立人は、申立期間①のうち、昭和23年5月13日から同年8月23日までの期間について、A氏が所有する船舶Cに雇い入れられていたことが確認できる。

しかし、船舶所有者名簿によると、A氏が船員保険の適用船舶所有者となったのは、昭和24年7月1日であることが確認できることから、申立期間①当時は、船員保険の適用船舶所有者とはされていない。

また、船舶所有者A氏は、既に亡くなっており、申立人の雇用期間、船員保険料控除等について確認することができない。

さらに、船員手帳に記載されている船長は、既に亡くなっている上、申立人が記憶する同僚2人のうち1人は、船舶所有者A氏に係る船員保険被保険者名簿において、申立人と同時期に船員保険の被保険者資格を取得していることが確認できるものの所在が不明であり、ほかの1人はオンライン記録で特定することができないことから、これらの同僚から申立期間①当時の状況について証言を得ることができない。

加えて、船舶所有者A氏が船員保険の船舶所有者として適用となった昭

和 24 年 7 月 1 日に被保険者資格を取得している者のうち、所在が確認できた 5 人に照会を行ったところ、回答のあった 1 人は、申立人は、船舶 C に乗り組んでいたとしているが、当該同僚が記憶する期間は申立期間①以降の期間であり、申立期間①における乗船状況についての具体的な証言は得られなかった。

申立期間②について、申立人が所持する船員手帳により、申立人は、D 氏が所有する船舶 E に雇い入れられていたことが確認できる。

しかし、船舶所有者 D 氏は、既に亡くなっており、申立人の雇用期間、船員保険料控除等を確認することができない。

また、船員手帳に記載されている船長は、申立人を記憶していない上、申立期間②当時、船舶所有者 D 氏において船員保険の被保険者資格を取得している者のうち、所在が確認できた 3 人に照会しても回答が得られず、申立期間②当時の加入状況等について証言を得ることができない。

さらに、申立期間②に係る船舶所有者 D 氏の船員保険被保険者名簿において、申立人の氏名は見当たらない上、「被保険者証記号番号」は連番で欠番は無い。

このほか、申立人の各申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として各申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 7 月上旬から平成 4 年 4 月 1 日まで
昭和 62 年 7 月上旬から平成 6 年 8 月まで、「株式会社 A の B 事業所」で勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間が確認できない。

私は、申立期間当時、株式会社 A にパート社員として雇用されており、パート社員であっても社会保険は加入していたと記憶していることから、当時の給与明細書等は保管していないが、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社 A の回答及び同僚の証言から、申立人は、申立期間において、同社に勤務していたことが確認できる。

また、株式会社 A は、申立期間当時、「B 事業所」は同社 C 部に所属する店舗であったとしている。

しかし、株式会社 A は、同社が保管する「社会保険被保険者名簿」によると、申立人に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日は、平成 4 年 4 月 1 日であるとしており、申立期間における雇用契約の内容及び厚生年金保険料の控除については、当時の資料が無いため不明としている。

また、申立人が「B 事業所」における店長であったとする者は、「私は、申立期間当時は株式会社 A の関連会社である株式会社 D に雇用されていたことから、株式会社 A に雇用されていた申立人の厚生年金保険への加入については不明である。」としている。

さらに、申立人が記憶する同僚 2 人について、申立期間に係る株式会社 A の健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録において、当

該同僚の氏名は見当たらないことから、当時の状況について証言を得ることができない。

加えて、株式会社Aにおいて、申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している3人に照会を行ったところ、「B事業所」において勤務したと回答のあった1人は、当該事業所において勤務した期間はパート社員として勤務しており、厚生年金保険に加入していないとしている。

その上、企業年金連合会は、申立人が加入していたE厚生年金基金の加入記録における資格取得年月日は、平成4年4月1日としており、オンライン記録と一致している上、申立人は、申立期間において、F市における国民健康保険の被保険者となっていることが確認でき、当該被保険者期間は、オンライン記録で確認できる国民年金の被保険者期間とほぼ同一の期間であることが確認できる。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 3 月 10 日から 39 年 7 月 1 日まで
② 昭和 41 年 6 月 1 日から 42 年 9 月 1 日まで

脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間が脱退手当金支給済期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金請求書の添付書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされていたところ、申立人が現在も所持している厚生年金保険被保険者証に当該表示が確認できることからすると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは考え難い。

また、申立期間の脱退手当金は、A株式会社での厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和42年10月17日に支給決定されているなど一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月 22 日から 46 年 1 月 19 日まで
私は、ねんきん定期便で、申立期間は脱退手当金を受給したことになっていることを初めて知った。

しかし、脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金請求書の添付書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされていたところ、申立人が現在も所持している厚生年金保険被保険者証に当該表示が確認できることからすると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは考え難い。

また、申立人に係る A 株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の請求が行われたことをうかがわせる「脱」の表示が確認できるとともに、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 46 年 4 月 27 日に支給決定されているなど一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 20 日から 35 年 2 月 28 日まで
退職の際、脱退手当金を受け取っていないし、会社から説明された記憶も無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金については、申立人に係る厚生年金保険被保険者名簿に記載されている標準報酬月額を基に再計算したところ、オンライン記録の支給額と一致しており、事務処理に不自然さはみられない。

また、申立人は、会社から脱退手当金に関する説明を受けた記憶は無いと述べているが、申立人と同時期に退職し、オンライン記録上、脱退手当金の支給記録のある9名の同僚に照会した結果、6名から回答があり、このうち3名からは「会社から脱退手当金について説明があり、会社が請求手続を行ってくれて、脱退手当金を受給した。」などと、会社から脱退手当金についての説明があったとする回答を得ており、申立人についても事業主から脱退手当金に関する説明がなされた可能性がある。

さらに、申立期間に係るA株式会社（現在は、B株式会社）に対し、当時の脱退手当金の取扱い等について照会したが、同社からは、「関連資料は保存されておらず、当時の脱退手当金に係る取扱いについても不明である。」との回答があり、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる証言等は得られなかった。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 5 月 1 日から 10 年 6 月 1 日まで
国の厚生年金保険の記録によれば、申立期間の標準報酬月額が 11 万円となっている。

当時は、株式会社Aに勤務していたが、申立期間前後の標準報酬月額の記録は 41 万円及び 47 万円となっており、申立期間だけが大幅な減額となっていることに納得がいかない。

給与が 11 万円になった記憶は無く、41 万円から 47 万円を支給され、支給額に見合う厚生年金保険料を控除されていたはずなので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立期間の平成 8 年 5 月 1 日時点において株式会社Aで厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる 26 名のうち、取締役 3 名を除き申立人を含めた 23 名全員の標準報酬月額が、同日の随時改定により 11 万円となっている上、当該 23 名の中には、申立人が名前を挙げた 2 名の同僚も含まれており、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

また、当該 23 名の随時改定の処理年月日は平成 8 年 6 月 19 日であることが確認でき、全員について標準報酬月額が遡及して訂正された記録は無く、事業主がオンライン記録どおりの月額変更届出を行ったことがうかがえる。

さらに、申立期間当時、株式会社Aにおいて厚生年金保険事務を担当していたとされる元取締役に照会したところ回答が無いため、申立人の主張

を裏付ける証言を得ることができなかった。

このほか、申立期間当時の報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することのできる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人が当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。